

四柱推命與義秘傳錄

卷三

255
10

特

特21
934



四柱推命奥義秘傳錄卷二目次

子正偏印正偏食倒
息官官綬財財神印
比妻比
比妻比
比妻比

目一

明治
39 6 12
内交

傷 官
劫財、敗財
羊 双
刑 合

四柱推命奥義秘傳錄卷二

長崎市 天祥館 松本義亮著

父(偏財)の解

○推命學上偏財は父に擬ふ、假令ば甲の日の生れ戊を偏財と謂ふ、戊は則ち父である、故に甲の日の生れにして四柱八字の中に甲が重ねてあるか、或は又寅なる比肩があれば其人は父を尅する質である、乃て本人出生後は父の運氣衰頽して酷だしきは天逝の不幸を見るとあり、然れども庚若くは申在りて救援する時は災害なくして經過する事が出来る、抑も甲は戊を尅する木星にして尅せらるゝ戊は則ち甲の父である、若し又寅二たび甲あれば甲と甲と合同し戊の一星を尅すると激烈なるを免ぬかれず、然るに茲に庚の金或は申の金ありとせんか、戊を掩護し甲を制伏するを以て其父災害を逃がれ無事を保ち得るとなる

○若し之れに反し甲の日の生れ戊の偏財在て、四柱中に丙火在るか、或は寅午戌の三合火局を起して戊土を生ずるの命なれば、父子和合し其子父を助くると大なるが故に、本人出生後は父の運旺盛を極め禍難消失して長壽を保つとが出来る(火は土を生ずるが故に偏財在て食神あれば其理に適す)

○偏財にして若し十二運の死絶に遇ふか、或は又た刑冲に遇ふとありて、其偏財微弱なれば、本人出生後父の運氣不幸に傾き、病癒起るか將た又た貧困に迫るか、若くは離散するか、孰れにせよ凶厄免ぬべからざりて、父子和樂の日暮しをなすと叶はないのである、括言すれば生日の干強く、比肩劫財敗財等にて偏財を尅すると多ければ、夫れだけ父運を傷ふと大いなる次第である

○偏財旺盛にして其偏財の場所に天徳月徳の貴人顯はるゝとあらば、其父賢明にして社會に立ち權威名望俱に揚がり、有福にして天命を完ふするとが出来る、殊に食神在て偏財を助くる時は父運更に一段の隆盛を極むるのである、斯く父を扶助すると大なるが故に、父亦

た子を愛慈すると深く、親の幸福子に應じ、協力提携して永がく歡樂を受くるとが出来る

○偏財若し殺地に居れば其父漂零して開運の曉なく、概ね異郷に死す(殺地とは十干の天が支なる地より尅さるゝを云ふ、假令は甲の偏財は戊である、此が寅の上に坐すれば則ち殺地に居ると云ふ何となれば寅と甲は戊土を尅するが故なり)

○偏財墓地に居る時は其子父の恩恵に浴すると叶はず

左に例を掲げて偏財の説明をなすむ

年 戊子
 月 甲寅
 日 甲子

沐浴
 建祿
 沐浴

○此命父を尅する質にして本人出生すれば、父の運衰敗す、如何となれば比肩甲寅俱に木にして生日の甲に黨をなし、年上の戊を尅すると酷だし、又た偏財沐浴に遇ふ者は本人

出生の後も其母離別して他家に再嫁す、斯る命を有する者は生涯薄福にして大運歳君俱に官運に遭遇するの時

災厄起る(偏財は官を生じ)
官は我を尅す

年 戊偏財
月 庚偏官
日 甲
時 丙食神

辰三合水局
申三合火局
寅
午

衰
絶
建祿
死

火局して戊(土)を扶助するに因り、父運旺盛にして福壽遍満し、其身亦た父の餘澤を稟け福德に浴するとが出来る

母(印綬)の解

○印綬を母に擬ふ、母は我れを鞠育するが故に印綬は恩星である、假令ば甲の日の生れ癸は印綬にして則ち母に當る(癸水は甲木を産むを以て)乃で四

柱中財星多き生れは母を尅す、縦しや印綬の星なきにせよ、正財偏財多ければ自然母を尅するところなる、故に甲の日の生れにして己あるか、若くは丑未の多き時は必ず母を尅するを免ぬかきず、又た癸の有無に關せず正財在せば本來印綬を傷ふが故に、印綬を得るとの出来ない眞質である

○若し甲の日の生れにして、四柱中に己、又は丑未多き者は、本人出生後其母再嫁す、何とかれば其子其母を破ぶるべき星を備へて無意識の裡に母星を攻め、五行の理體が人躰の母を尅するため、母子同棲する能はず、被害者たる母は終ひに他家に入るの止むを得ざるに至る
○印綬、長生に遇ふ者は其母慈愛にして淑徳に富み、長壽を保ち母子睦まじく、能く世人の敬愛を受く

○印綬に桃花殺在るか、若くは印綬沐浴に臨めば其母他人と情合す
○印綬死絶に遇ふ者は母を尅するが故に、其母病魔に冒かざるゝか、或は短命に終はるか、の不幸がある

○印綬、羊刃に遇ふか、冲、刑に遇ふか、財星に遇ふか、墓に遇ふとあれば其母愚痴なるか、虚弱なるか、或は不和を生ずるを免ぬかれず

左に例を掲げて説明をなさむ

年 正官 壬
月 印綬 甲
日 丁
時 劫財 丙

養 戌
建祿 午
帝旺 巳
死 寅

刑、三合、火局

○此命丁(火)の生れにして月上印綬あり、年上正官あつて至て貴く、官途及び商工業とも著しく發達す
○年より月を生じ、月より我れを生ず、故に次第相生と言ふ、斯る命を有する者は長上の引立てを蒙むり、又た祖先の餘澤を受け自然に幸福を得

○印綬、建祿に遇ふ者は本人出生後其母位地を高かめ上流社會の交際を得、從て世の信用厚く、長壽を保ちて、惡病難疾の患ひなく、本人亦た母の爲めに伴せを受くると大

なり

○時上劫財は惡星なれども丙の劫財年上壬(水)の制伏を稟け惡質一變して大吉となる

年 正財 戊
月 印綬 壬
日 乙
時 食神 丁

墓 戌
病 子
沐浴 巳
衰 丑

干合

○此命乙(木)の生れにして月上壬(水)の印綬あり、然るに年上戊(土)の正財ありて印綬を尅すると酷だし、故に本人出生後は其母運氣を破ぶり、又た不貞となる、其干合あるは他に向て劣情を動かすの兆にして、母に情交を通ずる者起る

妻(正財)妾(偏財)の解

○正財を妻と見做し、偏財を妾と見做す、假令は甲の日の生れ己と妻とし、戊を妾とするのである、若し甲の日の生れの人年月日の中に甲

寅あれば、戊己の有無に拘わらず、其人の妻は精神良しからず、従て貞節を守らず、如何となれば、本来己は甲の妻星である、然るに他に甲の字あれば、一婦兩夫に見ゆるの理りにして、幾度妻を換へるも、必ず貞操を完ふせしむるとは出来ない、之れ佛家の所謂宿業と諦めねばならぬ、又た戊は甲の妾である、然るに四柱中更に甲なる比肩あれば、其妾身軀羸弱なり

○甲の日の生れにして、四柱中三合木局あれば、己土の妻を尅するが故に、其妻變り若くは死去す

○比肩在て他に正財在り、其正財が衰、沐浴、墓、絶に居れば、其妻病あるか、或は愚蒙なるか、さなくば年経て再嫁するのである、甲の日の生れ戊在て又た癸あれば、其妾淫奔にして節を守らず、何となれば、戊は癸と合す、則ち妾たる戊に、癸の他人來て情を通じ、之れを竊むの理りである

○比肩在て正財又は偏財在り、而して其財に桃華殺若くは沐浴を帶

ぶれば、妻若くは妾多情にして貞操を破ぶる

○正財在て食神あれば、妻の助勢を得、食神能く妻たる正財を扶助するが故に、妻亦た其恩顧に酬い、内助の功資財を殖やす(食神財星を生ず)

○甲の日の生れ己在て、丑未在れば己旺相するため、妻強し

○偏財在て食神あれば、外妾、本妻を凌駕して權威を振ふ、若し正財旺んなれば、妻は妾を容れず

○正財在て偏官あるか、若くは正官あれば、財は官を生ずるの理に由て、其妻家政を能くし、本夫を扶助す

○正財も旺んに、正官も旺んなるの生れば、財官を生じ、官は我れを尅するの理に因り、妻威勢を張り、夫を壓迫して、諺に曰ふ、夫を尻に敷く有様となる、又た正財と七殺とが在れば、正財七殺を生じて、殺我れを尅するが故に、妻を畏れると甚だしく、財星多くして、身弱の生れなれば、妻は夫に勝りて、勢力を占め、家事妻の手に據て行はる

○生日空亡に遇ふ者は、妻妾に縁薄すし、甲戌乙亥の二日は、日座空亡

左に例を掲げて解説す

年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時
年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時
年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時
年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時
年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時
年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時
年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時
年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時
年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時
年	正財	己	月	比肩	甲	日	偏印	壬	時

病 建祿 建祿 養 冠帶 衰 死

○此命己は甲の妻星なるに更に甲の比肩在て合し、本人の妻を奪ふ故に一婦兩夫に仕ねるとなる、乃で此の生れの男子は生涯妻を偷まれる稟質とす

○此命丙火三合の火ありて己土の正財を生ず、正財は火の生を稟けて貴し、故に其妻貞節を守り能く夫に仕え、多額の資財を利せしむるのである

年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時
年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時
年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時
年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時
年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時
年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時
年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時
年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時
年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時
年	正財	己	月	敗財	乙	日	印綬	癸	時

建祿 長生 帝旺 沐浴 長生

○此命己土と乙木及び三合木局にて尅すると酷だしき故、其妻病身なるか愚痴なるか、或は又た妻縁屢々變るか、孰れにせよ妻徳なし

兄弟(比肩)の解

○比肩とは我身則ち日干と同一の星を言ふ、本來母たる印綬より生を稟けて、我れと同一の權能を具有するのである
○劫財は兄にして敗財は妹である、若し敗財に合する者あれば其妹

淫行繁げく、劫財に合あれば兄弟共に多情なり

○比肩は兄弟を尅す、比肩に冲、刑、死、絶を帶ぶれば其字義の如く不吉にして、兄弟羸弱なるか、貧困なるか、若くは運を破ぶつて累を本人に及ぼすのである

子(偏官、正官)の解

○凡そ男子より兒女の有無を見る時は、陽の字を男子とし、陰の字を女子とす、而して其星は偏官及び七殺又た正官とす、畢竟正官、偏官俱に子と見るのが捷徑である

○甲の日の生れにして、庚の字申の字ある如きは男子とす、但し甲庚孰れも陽星なればなり

○甲の日の生れにして辛の字酉の字ある如きは女子とす、但し甲は陽にして辛酉孰れも陰星なり

○正官に羊刃を含むか、又は偏官に食神を有すれば子を尅す、食神

は則ち偏官を倒すの星にして、倒される偏官は則ち本人の子星に當る

○偏官在て又た正官在れば官殺混雜となり、反て子を尅し、全く子を得ざるか、或は其子虚弱なるか、若くは不孝なるかである

○時上に偏官在るか、又は正官在て月上に正財偏財あれば、子の力を得べく、殊に其子孝養厚くして親子和合し、春風駘蕩の觀を呈す、开も財星は官星を生ず、其官星は則ち子なり、但し時上は子の位地なるを以て時上の官星美なれば子孫必ず發達す

○正官に干合在る生れの者、女子を擧ぐれば其子多情なり、何となれば正官の子に合して情を通ずる者あるためである、若し又た正官在て沐浴、桃華を帯び且つ食神多き生れは其娘情夫を拵ゆる患ひがある

○偏官又は七殺在りて、天徳、月徳の吉星を帶ぶるか、若くは天官、天乙の貴人備はるか、或は祿馬財郷に居るか、(祿馬財郷とは壬午、癸巳此の二干支を云ふを以て偏官又は七殺か此の

干支なる)如斯の命は其子發達して衆に卓越し、名聲赫々社會に聳峙す時を指す)ることとなる

○陽の日陽の時の生れの者は概ね男子を得

○陽の日陰の時の生れの者は前に男子を得て、後に女子を得

○陰の日陰の時の生れの者は概ね女子を得

○陰の日陽の時の生れの者は前に女子を得て、後に男子を得

○正官、偏官俱に備はる生れの者は官殺混雜と云つて宜しからず、其兒孫頑愚なるか、或は羸弱なるか、又は災厄多きを免ぬかれず

○時上に傷官在るか若くは空亡に遇ふ者は子縁薄すし、日と時と沖するも亦た子を尅す、何となれば傷官は子の官星を破ぶり、空亡、沖は子の位ひを傷ふがためなり

○女人は傷官、食神と子とす、而して傷官を男子とし、食神を女子と見るべし、然るに印綬、偏印あれば子を尅す、多くは子縁なし、但し印綬は傷官を尅し、偏印は食神を尅す、然れども其印綬、偏印を制する者あ

れば而からず、早く言はば印綬多き生れも正財、偏財あれば夫れを制伏するを以て、却て中和を得、諸事良好となる

○正官、偏官地を得て(地を得るとは十二運中の死)天徳、月徳の貴人備はる命は、忠孝兩全の賢兒を得

○正官、偏官が死、絶、衰、沐浴、空亡等に遇ふ者は、其子不肖なるか、或は貧賤に陥るか、疾病に悩むか、何れにせよ幸運を望むは無理である

○生日の干たる身も旺じ、偏官七殺も旺して日干則ち我身と殺と優劣なき生れば、偏官旺相運に子生ずると多し

正官の解

○正官とは日干則ち我身を制するの星を謂ふ、由來正官は陰陽配耦して圓滿なる性質を備へたる吉星である、苟も人界に生を稟けたる者は正官なければ發達なりがたし、何故に左迄尊敬を拂ふべきか、抑

も正官は自己の反抗出来ない長上の星である、此の長星が終生本人に跟随して悪を制し、善を勧め、資格を與ひ、暗々裡に印綬を生じて後援し、社會に對しては權威を保たしめ、常に貴顯に親炙せしめて、愛敬を博かしむ、故に正官に支障なき命を有すれば、福祉聚中するところが出来る

○正官在て印綬あるか、又は正財、偏財在れば開運宏大にして世人に卓絶し、官海商工業界孰れに向ふも成功必然である、然るに正官を刑沖し若くは尅破する傷官、食神の如き星あれば、反て不幸に沈淪するを免ぬかれず

○身弱にして正官及び財星あれば却て辛苦困難多し、焉れ官は我れを攻むる星なるが故に力及ばずして倒るゝに至る、然れども他に印綬ありて我れを生ずる時は身弱と雖も顧慮するに足らずして吉たるを失はず

○正官在て刑、沖、傷官、羊刃等の障碍なく、又た死、墓、絶に遇ふとなくし

て善美なるときは、品位高尚にして社會の上流に立ち、威信備はりて容姿亦た秀麗、音吐爽やかにして才智群を抜き、胸襟廣濶にして仁惠に富む上乘の命とす

○之れに反し、正官に刑、沖、傷官、羊刃、死、絶等の、惡星梁跳するか、或は偏官七殺の凶星蟠居するとあれば貧賤にして諸事意の如くならず不幸間斷なく起りて短命とす、若し長壽を保つを得るも却て生甲斐なきを嘆ずるの外ないのである

○月上に正官在る者は年上若くは時上に偏官あるを忌む、倘し正官偏官あれば官殺混雜と稱して酷だ惡しく、貧苦に閉ぢらるゝか、病魔に壓わるゝか、短命なるか、災禍繁げくして窮途に彷徨し、人生難を啣つの命である

○正官在る者正財、偏財あるか、又は印綬あれば、災害輕ろし、而して旺相或は印綬、若くは食神の運に發達す、焉れ正財、偏財は官星を生むの父母なるが故に、官星の心を迎合し、又た印綬は官に生を稟け我れを

生ずるため、官殺混雜の命の如きも災害輕ろしと言ふのである

○正官在る者偏官七殺なく(七殺とは偏官を制伏する星なきを云ふ制伏は則ち食神を指す)且つ死、絶に遇はず、又た羊刃なく、傷官なく、一點の瑕瑾なきは、名聲社會を震撼し、德望一世を蓋ふ幸福の命とす

○月上に正官在て傷尅する刑、冲、羊刃、傷官の災星なく、所謂正氣官星ありて、時上に正財、偏財あれば、高貴の地位に達す

○月令に正氣官星あれば生涯富貴を保ち、殊に年月に財星旺んにして官を生ずるとあれば、大運印綬の運に遇ふて大發展を來す、然れども印綬なければ發達せず、財は官を生じ官は我れを攻むるため、印綬の力を假らざれば其勢力を振張すると能はざるの理由である

○月上正官在る者尙し殺旺の運に遇い、年君も亦た七殺偏官に當ることあれば、我れを尅する酷だしきを以て、折角の佛たる正官も化して鬼となり、命を喪ふか、將た又た破敗を來すか、何れにしても大難は免ぬかれず

○正官在る者正官の運、又た正財、偏財運、或は印綬の運に發達す、大運歲君共に同一とす、何となまはば、正財、偏財は正官を生じ、正官は印綬を生じ、其印綬は我れを生ずるが故に、印綬の運を貴ぶ

○正氣官星ありて財星あるもの、若し大運傷官運に遇い、廻星の歲君亦た傷官に當る時は、災害百出して妻子を尅し、職を失し、其他枚擧に違あらざる災禍、空湧して、悲哀を血涙に訴ふるの機運に遭遇す、去れど印綬あれば頗る輕し

○正氣官星在て七殺なく、傷官、羊刃もなければ正官旺の運に至て立身發達す

○身旺の生れにして正氣官星を得る時は、身旺の運に發達し、印綬の運に最もよく、正官運も大吉とす

○正官も旺し日干則ち身も旺し、剩さぬ時上長生に遇ふ者は、子孫聰明にして最大發達を遂ぐ

○正官合あれば貴を變じて凶となし、其資格を失ふ、則ち合の爲めに

情慾に耽けり福祉を起すことを忘却す

○偏官七殺合あれば、惡質變じて善性とかり、宏大無邊の徳を備は、其人温良にして繁榮に赴むること較大なり△假令ば甲の日の生れにして卯の時生れとすれば、卯の中の乙は庚に合し甲の偏官となる、則ち七殺に合するのである、又甲の日の生れにして庚の月乙の年なれば、偏官、敗財合するため、其男子は順和にして敦厚あり、従て福祿備はる、然れども女子此生きなれば容姿嬋娟なりと雖も心定まらず、多情にして本夫を尅し子を害す、妻縁亦た變り易く生涯流浪す

○官星は吉星なりと雖も本來身を攻むる星なるが故に、身弱にして官星旺んなれば反つて貧賤に陥り不幸多く、官運に際會して禍難交々も起り、重きは命を喪ふことあり、然れども制伏の星あれば免ぬかる、尤も官星旺んにして制伏なければ制伏の運、食神に至つて開運す

○正官多きは制伏する者あるを吉とす、若し制伏なければ反つて中

庸を失し、我れを攻むること酷だしきを以て災厄多しとす

○甲・乙の日の生れ庚・辛・申・酉多きは官多しとす、丙・丁・巳・午あるは又は三合火局して制伏なければ貧苦艱難の命とす

○正官在る者大歳の沖に遇へば(其年の歳君より正官を冲する年を云ふ)訟訴争論紛擾あり、但し比肩あれば人の救ひを得て免ぬかる

○正官在て刑、冲、破害なく、而して地を得る者は大吉にして幸福量るべからず、地を得るとは十干を天とし十二支を地とす、斯は是れ陰陽の形を言ふのである、乃て正官が死、墓、絶に遇ふ者は地を失ふと唱へ建祿、長生、帝旺等に遇ふ者は地を得ると稱す

○身旺の者正官、印綬在りて地を得れば、多幸至福にして幾微の缺點なく、非常の榮達を極めて世人の敬愛を受く

○正官死に遇ふは子なし

○正官建祿に遇ふか、又は帝旺に遇ふ者は子孫貴し

○四柱中飛天祿馬の格に遇ふ時は極めて貴く、無限の發達となす、此

の格に入るの生れは唯四日ある而已庚子壬子辛亥癸亥と言ふ、但し四柱中に官星なき時に用ゆる者にして細説は第四卷に在り

偏官の解

○偏官とは我れを尅する星にして、陰陽配耦をなさず、假令ば甲の日の生れに庚又申は偏官にして、孰れも陽である、癸の日の生れに己又丑と未とは偏官にして、孰れも陰である

○偏官は四柱中に制伏する星あるを以て言ひ、制伏の星なければ七殺と謂ふ

○偏官七殺ある者、多くは酒を好み、色を好み、争論を好み、弱を扶けて強を挫く、俠客の氣風を備へ、我意強くして容易に他人の言葉を不用ひず、勢いに乘じ前後の思慮なく、猛進するが爲め、屢々蹉躓を來たすと多し、故に此星を小人に譬ふ、然れども若し偏官を制伏する食神傷官あれば、然からず、假令ば甲の偏官は庚の金である、故に四柱中に丙丁

の火あるか、又は巳午の火あるか、寅午戌の三合火局を起すが如きことあれば、庚金を制伏するが故に化して吉星となり、反つて大吉と變じ、温厚の性質を具備することが出来る

○偏官在る者、制伏なければ偏官の運に至つて凶變を生ず、假令ば甲の偏官庚ある人、大運申の運、年君庚の歳に遭遇する如きの言ひである、若し偏官在て敗財あり、其干合する如きは凶變して吉となり、無上の榮達を遂ぐ（惡星は干合を喜び、吉星は干合を忌む）故に偏官在て制伏ある者、大運制伏の運に遇ふ時は驚くべき發達をなし、名聲籍甚を極む

○偏官在て惡星重なれば、大凶とす（惡星とは年月日に刑在て又た羊、及あり穿あり魁罡あり冲する等）如斯者は偏官年に至て災厄實に酷だし、不幸數奇の命である

○偏官孤立して之れを制伏する星多きは却て凶なるが故に、貧賤にして短命なるを免ぬかれず、假令制伏の運に遇ふとも發達せず、然れども偏官を制伏する星一つなれば偏官運に發展す

○身旺にして偏官在り、殊に干合する者あれば大吉にして福祿衆に

勝さる

○身弱にして七殺あれば七殺の運に遇ふて衰敗し、甚だしきは死に至る
○七殺偏官在て正財偏財の運に遇はば、財克く殺を生じて殺其身を
攻むるが故に、災禍最も強惡を極め、重きは死に至るか、刑辟に遇ふか
其輕きも財を失ふを免ぬかれず

○正官在て又た偏官七殺在り、身旺んにして四柱中偏官を制伏する
者あれば吉なるも、然らざれば凶なり

○總て偏官は制伏あるか或は干合なければ發達せず▲刑冲穿死絶、
魁罡を忌む

○偏官ある者印綬あれば災害輕く、之れに反し印綬なければ至て重
し、焉れ官は印を生じ印は我れを生ずるの理りである

○時上に偏官在て年月に其偏官を制伏する星在れば、福壽俱に備は
り、官途商工業何れにも適當し頗る發達する貴命とす▲時上の偏官
は冲と羊刃とを忌まず、然れども年月の偏官又た七殺は冲と羊刃と

に遇ふを忌むと酷だし、而して干合は吉、冲、刑は凶とす

年 偏官 壬
月 傷官 己
日 食神 丙
時 戊

申 子
酉 午
子 冲

病 死 帝旺 胎

○申子辰三合水局して偏官となり
之れに時上の食神、月上の傷官、制伏
するが故に大吉となる、殊に丙午は
身旺とす、剩さぬ偏官在て制伏するが
故に幸ひ多し、唯時と日と冲するが故
に子孫を斷つ、畢竟一代の福に止る

年 偏財 丙
月 食神 甲
日 偏官 壬
時 戊

戌 子 寅 戌
三合火局

冠帶 病 帝旺 冠帶

○此命時上偏官格にして月上の食
神偏官を制伏するが故に、大吉の命
とす、大運偏官の運、又は食神の運若
くば身旺の運に遇ふて發達し福徳
威信俱に完備し、實業商業官途何れ
も良好とす

年 偏財 戊

戌

養

月 偏官 庚

申

絶

三合水局

日 甲

子

沐浴

○此命頗る凶なり、何となれば偏財は偏官を生ず、偏官は我を尅す、只三合水局して印綬となり、我れを生ずるのみ、去れど財運に至れば印綬を破るが故に大凶にして財と身と併せて失ふに至る

時 偏印 壬

辰

衰

年 敗財 乙
月 偏官 庚
干合

未 子

墓

沐浴

○此命良好なり、何となれば偏官合して吉星となる、温和にして福壽を両全し、發達著しく衆に卓越し、富を

日 甲

寅

建祿

時 印綬 癸

亥

長生

得産を收む、又た時上印綬あるが故に子孫發達して老後至樂の境に遊ぶ、印綬の運を最良とす、然れども財運は印綬を破ぶるが故に凶なり

印綬

○印綬は我を成育する母である、印綬とは支那に於ける官宦の帶ぶる物にして官職の代名詞として用いられてをる、本來吾れを産み育てる恩星にして印綬と號す、甲の日の生れ癸は印綬なるも、壬は偏印である、何となれば陰陽は和合すれども陽々陰々配耦をなさない
○印綬在る者は命數長かく才智多くして性質惡しからず、併せて慈善心を失はず、遺産に浴して父母の恩惠を蒙り安全に生涯を送り福祉乏ぼしからずして惡疫難病の患ひなく、壯健にして食大に進む
○印綬は月上に在るを上乘とす、由來月上は親位なるを以て假令末

子と雖ごも家督の繼續をなすか、さなくば遺産を獲るかの幸福者である。若し年と時とに印綬を破ぶる悪星なけば、信用あり、福祿ありて、病なく災ひなく、天命を完ふするの質である。

○月上印綬在て、年上正官在り、身旺にして時上財星傷官なければ、官福祿俱に遍満する貴命とす。

○年上印綬ある者は祖先の力を得、月上に在る者は父母の力を得、時上に在る者は子孫の力を得、老後安樂とす、殊更時上印綬は命數長がし。

○身弱の者印綬なければ、身体羸弱にして諸事發達せずして、苦難迫害す、若し印綬あれば身弱と雖ごも福壽両全の命とす。

○印綬旺かんに過ぐれば子なしとす、如何となれば自己が生ずる者は食神傷官である、此食神傷官を印綬旺んにして尅するが故に、子を尅するところなる、假令は甲日の生れの人には丙丁が食神傷官である、此丙丁の火は則ち甲乙より生を稟ける子である、此子たる丙丁を尅

する者は何ぞや取りも直さず壬癸の水星にして、甲の木を生む母則ち印綬偏印である、此理を玩味齟齬して五行の生尅に精通しなればならぬ。

○印綬も旺じ身も旺ずれば子孫を斷ち、親族を破ぶる薄倖の命とす、之れ官星かくして己れを撃する者なきため、乱暴狼籍を働き、他の吉星に避忌せられ、其身は孤貧刑尅となり、福なく徳なく資財なく、命數長がしと雖ごも所謂娑婆の素戾に終はらねばならぬ。

○前記の如く身旺じて印綬多きは財運に遇ふを吉とす、何となれば財星は印綬を尅する星である、故に多き印綬を制伏して中和を得るため、却つて此運に遇ひ發達開運す。

○印綬多きは俗に謂ふ貰い乳に據て育つ、或は里乳に由て生育せらる、其官星なき者と雖ごも性正直にして法網の難なきが故に、貧を怨まず、苦を嘆げかず、藝能に熟達する己が長所を利用し、學術技藝を修め、則ち身を以て財を治めねばならぬ。

○印綬在る者は比肩、劫財、敗財あるを忌む、焉れ自己が力を受くべき印綬より、比肩、劫財、敗財等が印綬の力を盗むと大なるを以て、限りある印綬の力遂ひに削減せられ、本人の蒙むるべき徳が尠なくなる理りである

○印綬在り亦た偏印重てある者は、祖先の遺産を喪い、幾代續く家系も本人の代に至て滅亡し、不幸に沈淪す

○月上印綬在る者、年上若くは時上に財星あるを忌む、如此の命は印を壊ち、進路に滞りを生じ、年君財星年に遇ふて、官吏は解職、實業家は大破を生ず

○印綬長生に遇ふ者を其母貴し

○印綬在て刑、沖なく、財星なく、天徳、月徳を戴く時は其質博愛慈善の心に富み、道德に背かずして生涯奇禍なく、命數長がしとす

○印綬在て死、絶に遇ふ者は、自己を保育すべき父母則ち印綬不運に陷るが故に、親の因果は子に及び、其身薄倖を免ぬかれず、本人出生す

れば本人の母病起るか若くは死するかにして、自己亦た必ず短命である

○印綬在る者財運を恐る、財は印を尅するの星なるが故に、若し印綬在る人財運に遇えば變死を爲すか、或は難症血疾の患ひあり、但し偏財運は輕ろし、何となまば印綬と偏財とは陰陽和合するが爲めである、之れに反し正財運は頗ぶる重きを免ぬかれず

○此命時上巳の中に丙火在て財星となり、庚の印を破ぶるが故に發達せず、印綬、刑、尅に遇ふて我れを生ずることなし、乃で後來大運己丑の運に遇へば己丑共に土なるが故に、我身の癸を尅し丙寅の年丙の火寅と

戊と三合して火局を起し、陽曆五月胎
冠帶
死
衰
癸 丑 刑
申
甲 傷官
庚 印綬
日 癸
時 丁 偏財
巳

は巳の月なれば之れ亦た火なるを以て此火旺んとなり

金の印綬至て尅破せらるゝが故に家を亡ぼすか身を失ふか、大難起りて、多くは死去す、是れ全く印綬を破るの致す處である

○印綬在て財星多きは多き丈、夫れ丈、災害あり

○印綬在て四柱中に財星あれば、大運若くは年君の財運に逢ふて家を破ふり、又は職を失ひ、或は祖家を離る、但し印綬は親なるがためである

○印綬若し大運、死絶の運に遇はば、職を失ひ且つ命を保ちがたし

○印綬あれば正官を歓迎す、然れども正官多きか、若くは格に入る時は印綬のみを以て論ずることは出来ない、格は後編に出づ

○印綬正官、正財、偏財悉くあるを忌む、何となれば財は印を尅して官を生じ、官は我れを尅するがため、印は我れを生ずる力なく、従つて我身衰弱し、財に當るの勢いを失ない窮達するのである

○印綬正官俱に在れば官印両全と稱して貴むべく、福壽増長して庶

民に仰がれ、仁義の道に外づきず、幸運滾々として盡きざる伴せ多き命である、此命印綬若くは正官の大運に遇ふて發達し、財運に遇ふて敗類す、但し印綬破ぶらるゝは榮華久しからずと言てある、破ぶらるるは財星財運に遇ふのである(正財偏財歳又大運財星運に當るを云ふ)

○印綬在て財星あれば祖業を繼がず、母國を離れて異郷に流浪す

年 ^{正官} 戊 衰

月 ^{印綬} 庚 死
○此命官印両全にして福壽全き好命とす

日 癸 病

時 ^{印綬} 庚 死
申

年 印綬 癸
月 印綬 癸
日 甲
時 比肩 甲

亥 寅 子

長生 長生 沐浴

○此命印綬多きに過ぐ、夫れ財星在て印綬を制伏すれば中和を得て吉とし、財星なければ財運に遇ふて發達す、若し年か時かに財星あれば大に可とす、財星は辰戌丑未又戌己の土が甲の財星である▲若し財星なければ大運財運に逢ふて發達す、若し財運もなければ貧にして命長く、只正直なるのみ、又た子なしとす、印綬多きは子孫を破る▲印綬多きに失して中和を缺けば生家の繼續なりがたし、此命財氣なし

年 偏官 甲
月 食神 庚

寅 午

長生 帝旺

○此命午中の丁を以て印綬とし、又た三合火局して印綬となる、然れども時上の子冲して又た尅するが故に、遂に發達を遂げざる無實の命とす

日 戊
時 偏財 壬

戌 子

墓 胎

午の印綬子の尅を稟けて戌に力を與る事能はず、遂ひに徳を破るに至る

年 傷官 己
月 敗財 丁
日 干合 丙
時 偏官 壬

卯 卯 辰 辰

沐浴 沐浴 冠帶 冠帶

○此命偏官敗財干合するを以て偏官變じて吉星となり、卯を印綬とす故に官印兩全の質にして至て貴命なり、壯年より發達し四十二三才癸亥の運迄は妨げなし、如何となれば大運の亥と年月の卯と三合木局して印綬となるが故である▲庚申年に遇へば辰と申と三合して水を起し、官星重なるが故に官印全ふして貴からねばならぬ、然るに年上に傷官在て、貴とき官星を破るが故に、凶事續出する事となる

正財の解

○正財とは我れより尅する星の謂ひにして、則ち甲・日の生れば己・及び丑・未を正財とす、戊及び辰・戌とは陽・陽にて配耦せざるため偏財とす

○正財偏財四柱中に在る人は義侠心に富み、理非を論じ、酒色を好む
 ○財星在る者は富裕とす
 ○財星在る者多くは他家の養子となる、然らざれば別家し、若くは異郷に移往する質にして生産地に永住せざるのみならず、家業の繼續も爲さず、遺産も其身に備らないが常である、併かし幼年に父を喪え、ば家督の相續なす事もある、但し父在世中は生家の相續を爲す事なし、何となれば本來財星は印綬を尅するの星である、其印綬は我を生ずる父母であるから、親の印綬を財星が尅するので、父母の餘澤を蒙る事出来ない次第である

○財星ある者身旺を悦び、又大運印綬の運を歡ぶ、身弱にして財星在れば其力財に當ること叶はず、財星を有しながら貧に終はり、常に財利を他人に奪はるゝので、名付けて富屋の貧人とも言ふべきであらう

○財星在る者正官偏官在るを忌む、何となれば財の氣を官に盜まれ、官は又財より力を得て我れを攻むる事強きが爲めである、但し官星年及び大運官運に遇ふの時災害起る(注意)正官在る者財運に遇ふを欣び財星在る者官運に遇ふを忌む

○財星在る者印綬の運に逢ふを大吉とす、正財在る大運印綬の運に遇えば甚だ宜しく、福祉發達して多額の資産を起す

○身旺にして財星あれば財運に遇ふて開運に赴く(注意)四柱中に若し一つにても七殺偏官の星あれば財運を大いに忌む、此偏官七殺は財運に遇ふて力を得、暴威を逞ふし我れを尅して財の氣を奪ふの惡星である

○財星在て一つたりとも七殺偏官あれば生涯貧賤の命とす、但し食神傷官の運に聊か福祿を發す、何こあれば食神傷官は財を生じて偏官七殺を尅するが故に偏官我れを尅するの力壓倒せらるゝのである

○月上に財星あれば勤儉にして克く財を殖やすも、慳吝に陥るの虞れなしとせず

○歳月に財か官か印かの吉星在る者は貧家に出生せず、多くは富家に生まる

○月上若くは時上に財星在るか、官星在れば其初めは困難貧賤なるも、將來に於て忽然として幸運飛來し、一代に富を得るの命とす

○日支が財星なる時は妾を蓄ふ、又た其本妻は能く家政を執りて内助の功家運の隆盛を來す

○財星在るも四柱中に印綬なきか或は大運印綬の運なき者は財利を得ると出來ず、何こなれば我れを扶助する星なきため財に當ると

を得ない而已ならず、却つて百種の災害湧出するとを免ぬかれず、若し印綬の運なき者は生涯困窮酷だし、雖も中年又は晩年に至り、大運印綬の運に遭遇すれば俄然として發達の途に就き、宏大無邊の福祉を得るかなれども、春閨の夢一たび醒めて印綬の運を經過すれば再び落寞たる悲境に陥り、社會の怨鬼となり、果ては訴訟争論を惹起し、不平悶々、江湖落托の客として暗に悲哀を言外に放つ、秋は遠慮なく來るのである、本來財は争ひを起すの基いなればなり、○注意偏財は陰陽配耦するが故に印綬を尅せず、然れども正財は印綬を尅す

○財星旺して十二運の墓に居る時は財運に遇ふか若くは財星を冲する時に發達す、何こなれば墓庫に財が收まりあるを冲して、鍵にて開く有様こなるからである

○財星墓に入る者は財寶聚まり、又た其妻慳吝にして能く財を守る

○財星絶に遇へば妻に子なし

○女子財星在て干合する者夫を尅し、又た蔑如す、而して其多くは貞

節を守らずして姦夫を持つ財星咸地を帯るは色情深く又た奢侈を好む

○正財驛馬に居れば妻賢女とすなり

○正財在て又正官在り地を得るは(地を得るとは十二運の建祿帝)財運に遇ふて發達す

○財星在るも刑冲の破害する者あれば官運に遇ふて凶とす

○身弱にして財星多き時は其家財産あり雖も我有に歸せず財運に遇ふて命を喪ふか又は不具廢疾となるかである但し比肩あれば免るゝと出出来る身旺の運に遇ふて發達す(身弱くして財に當る事を得ざるの理)

○財星多く又た印綬在て死に遇ふは幼年母を喪ふ蓋し財は印綬の母を尅するの災星である

○財星多く印綬薄弱なれば本人出生後其母不貞にして再嫁す

○正財沐浴に遇へば其妻節操に缺くる所あり

○正財死絶に遇ひ又た刑冲破害する者あれば妻病身なるか家難を

醸すか若くは死別を爲すか或は妻の親族零落を來す又た本人は多情荒淫の質とす

○正財旺んにして身も強ければ身旺の運又た印綬の運に發達す

○正財在て食神傷官あり又た二十四格十八格に編入し空亡に遇はずして正財の運に遇ふか若くは三合會局して財を生ずるの命なれば何れも貴命にして福祿發達し大利を獲取す

年	偏財	庚	申	病
月	印綬	乙	酉	死
日		丙	申	病
時	比肩	丙	申	病

○此命庚申の偏財酉の正財のみ然るに申中の壬は丙の偏官となつて自己を攻め又た丙より申は病にして酉は死とす若し庚辛申酉の運に遇へば身弱酷だしく財に當ること出來ずして財は官を生ずるが故に、此運に大難來り破敗を生し其激げしきは死に至る

年 偏財 乙

月 食神 癸

日 辛

時 印綬 戊

年 正財 戊

月 傷官 丁

日 甲

時 食神 丙

卯

三合木局

未

酉

子

子

巳

辰

寅

絶

衰

建祿

長生

沐浴

病

衰

建祿

○此命辛の干酉に居つて建祿に坐し、故に身旺す。癸の食神在て乙の偏財を生ず、時上戊の印綬を得て其身を扶助するが故に幸福世人に超越し、大運食神運に遇つて更に發達す。

○此命時に生旺す、甲より寅は建祿に當る、則ち旺す、之れ身旺の生れとす、而して年上戊、又た月上巳の中に戊在て丙丁の火土を生ずるが故に、從て財も旺するのである。▲壯年戊午、己未、星財の運は災害をむ。▲辛酉

則ち正官運に丁の傷官之れを破るが故に凶事續出す。▲壬の運は食神を尅するが故に又た惡し。▲癸亥の運に尅しく安全となる、如何とされば亥の分野の中に甲木在て我れに旺し、癸水は印綬なるを以て稍輕るし、然るに壬辰の運、子と辰と三合して水局となり、壬水三合の水共に丙丁の食神、傷官を尅し倒すが故に、食神、財を生ずること出來ず、財生ぜざるが故に官生ずるの道なく、官生ぜざるが故に印綬生ずるの理なし、夫れで良星皆な亡ぶるため、食神在る者偏印の運を大凶とす。▲總て吉神は次第に善神を生じ、惡神は次第に吉神を倒す。▲故に壬辰の年申月は必らず命を喪ふ譯である、概ね陽曆八月十二月とす。

年 庚正財
月 己食神
日 丁偏財
己食神

午 丑 巳 酉

丑を尅して
三合金局

建祿

墓

帝旺

長生

○明治三年庚午。歲陰曆十一月二十六日午後六時出生○此命余の知己にして横濱に住す、隻手を以て大家の養子となり、相續後家運益々隆盛を極め、今や巨万の富を得し幸運兒なり○年上正財は長子にあらず又た嗣子にあらずして生家に住せず多くは養子となる▲正財在る者異郷に移住し、福祿厚くして概ね商賈の人となる、商賈は發達早やく、本人の如きも現に貿易商なり▲食神能く財を生ずるがため發達著しく三合金局して財となり、正財旺相するが故に益々福を起す▲本質は二十五歳より巳の運三十一歳より午の運となり旺相運最も發達す▲身強くして食神を生じ食神力を得て正財を生ずるの理なるが三十七歳より乙

未の運に入り、乙の木食神を尅するのであるが、幸なる哉。庚と合して尅するを忘る、而して未の中に丁在て我が身に旺相するが故に、此運又發達す。雖ごも憾むらくは庚の財大運の乙と合するため其妻に災害を生ず

偏財の解

○偏財とは陽と陽、陰と陰を謂ふ。甲日の生れの人、戊及び辰、戌を偏財とし、乙日の生れの人、己及び丑、未亦た偏財となる▲偏財は衆人の財とも稱す

○偏財在る者は慷慨心に富み虚飾なし

○偏財在る者切財在れば忌む、何となれば切財は偏財と合するが故に、財の氣を竊みて福を與はず、偏財又た合して夫婦となり、色情に耽けりて職責を忘すれ、福を與はず、乃で官途も實業界も共に面白からず、始終金錢に苦しみ、東漂西泊浮沈多きの命である

○身旺にして偏財旺すれば財福豊饒にして榮達し、品格卑しからず、去れど正官偏官運に遇ふの時他人の誹謗を受け、變動身に生ず、何となれば財は官を生じ官は我れを尅するため、此の災いあり、然れども身旺の運に遇ふて最大發展を遂ぐ

○偏財多き者は身と財との強弱を推考しなければならぬ、偏財と我身と強弱伯仲すれば官運に遇ふて發達す、又た身強く財弱きも官運に良好なるを失はず、之れに反し、財強くして身弱ければ官は財の力を奪ふがため、官運の時官に身を尅せられ禍患蝟集す

○偏財弱きは偏財旺する年又た財運に遇ふて發達し、身弱く財強ければ身旺の運に至て發達す

○財星在て正官なければ身に勢力なきため偉大なる發達遂げ難きも福祿能く衆を凌ぐ

○正官偏財共に在る者大吉とす(但し偏官偏財在るは大凶とす)

○偏財建祿に遇ふ者は其父尊し、又た本人出生後父の權威嵩さみ運

氣の向上を見る、之れに反して偏財死絶に居れば本人出生後父の命數漸次に短縮するので、幼年死別の哀みを生ず、去れば如斯命運の兒女出生すれば、速かに他家に托し養育するか、若くは養子となすに如かず

○偏財在る者多くは他家の養子となる、又は他郷に住す、義俠心強くして能く他人を援助す、酒色共に壯なり

○偏財在る者比肩在れば福なし、却つて兄弟財を争ふか、若くは他人と財利の葛藤を生ず

○偏財ある者概ね父縁薄すし、然れ共偏財多きは却つて生家の繼續を爲すとあり

食神の解

○食神とは我れより生ずる星を謂ふ、假令ば甲日の生れの人に丙は則ち食神である

○食神は吉神であるか、本来我れを尅する災星は七殺偏官である、此偏官は食神より制伏せらるゝを以てなり、次に食神は自己の財星を生ずるが故に、其身財福を起す、財星は又た官を生ずるため暗に官を得資格を具し、官は印を生じて印綬又た我れを生ず、乃で食神の吉神ある許りにて漸次に吉星を生ずるを以て、自然の徳が備はるのである

○食神在る者は命數長く福祿多し、腹笥大にして食慾強く、軀軀肥満し悠遊として逼まらず、又た歌謠を能くし、子孫多く身体強壯かり
○食神在る者印綬偏印を忌む、殊に偏印は最も忌む、若し偏印在るか或は年君の偏印に遭遇するか、又は大運偏印に際會するかの場合に於て、食神は偏印に尅せられ、財を生ずる事叶はずして不幸に陥り、破産を來すか、若くは難病に罹るか、非常の事が湧出するのである、又た食神は日干より生を稟ける子である、乃で偏印年は子に災害起る
○月令に食神在て建祿に遇ふか、若くは帝旺に坐する時は其人食能

く進み資財亦た饒かである

○食神多きは食慾壯かんなり

○食神重ねて在る者は官途宜ろしからず、之れ食神は官を尅するが故なり

○食神に冲刑あるは幼年乳に乏し又た早く母に別かる

○食神偏印共にある者は短命ならず、雖も生涯苦勞す

正財

年 乙

胎

卯

○安政二年四月二十八日未の刻生

○本人は名古屋の人にして資産家

月 壬 食神

沐浴

午

かり ▲此命食神財を生ずる格にして富家に出生す ▲建祿の日の生れ

日 庚

建祿

申

にて家督の相續者なり、雖も年上

傷官

時 癸

冠帶

未

正財の爲めに旅路に住す ▲時上傷官あるを以て子縁乏しく女子唯り

のみ ▲三合木局して財星旺相するが故に福長く續く ▲

三合木局

此命逆の二年運なり、乃て三十一歳より三十四歳迄に驚くべき發達となせり、則ち財運の時なり(午を官星とすれば財と午と合するので合)の爲に官質一變す

年 戊食神

午冲

帝旺

○安政五年三月二十九日生れの男

子○此命偏官敗財干合するが故に

月 丁敗財

巳

建祿

大吉の命▲本人は東京本郷區の資

日 丙干合

子冲

胎

て二歳にして母を喪ふ▲此命順の

時 壬偏官

辰

冠帶

八年運にして四十一才壬戌の運に

官の水を制伏し、又大運の戌と年上の午と寅を起して三合火局を爲すが故に身旺じて勢力を増す

倒食偏印の解

○倒食偏印とは食神を尅する星を言ふ、則ち甲の日の生れの人丙は食神である、此丙(火)を尅するものは壬(水)に定つて居る、夫れで食神を倒すが故に倒食偏印と稱す、以上の如く偏印は食神を尅するが故に食神は財を生ずる事出来ずして悪星と見做さる、一名吞陷殺と云ふ

○偏印ある者は福祿薄く、命數短かく、諸事意の如くならずして、悔恨のみ多く、假令始め良好と思推する事も遂には破敗し、浮沈至て酷しく、身体不具となるの虞れあり、且つ不仁にして慈善心なき

○偏印旺する者は幾代繼續する家に出生するも、本人の代に至り、悉皆敗滅し、家産財寶悉く他人の有に歸し、遂ひには不幸の眞底に墜ち業變り、土地遷り、東奔西走財を得んと欲するも、得ること難く、不遇は本人の特色とでも評さなければならぬ

○本來我れを尅する星則ち我れの讐敵とある星は何であるか、取も

直さず偏官である、此偏官は食神より制伏するがため、食神は自己に取つて大恩教主である、其恩神を尅するが故に、假令四柱中食神の有無に關せず、偏印在れも不幸とす、去れど藝能の熟達早やし

年 偏印 丁

未

冠帶

月 偏印 丁

未

冠帶

日 偏印 己

亥

胎

時 偏印 丁

卯

病

○此命月上に未ありて身強しと雖ども、三合會局して偏官となり、我れを攻む、然るに此偏官を制伏する者なく、却つて丁が己を食するとなる但し丁より己は食神なればなり
○此命至つて貧窶にして又た短命とす
○此命大運東方の運、則ち偏官旺相するの時癸亥の年に死す、何とされば癸の水は偏官の木を生じて偏印を尅す、是れ印綬を破ぶると同斷

年 比肩 甲

戌

養

月 食神 丙

寅

建祿

日 甲

申

絶

時 偏印 壬

申

絶

○此命月令寅、在て身に旺す▲三合の火在て食神又た旺す、然るに偏印在て食神を倒し申の分野に庚在て偏官となる、此偏官を制伏する食神を偏印が尅するため、凶とす、大運申酉の運に際會し庚子の年、非命の最後を遂ぐ▲庚旺して偏官となり、子の年申と三合して水局を起し食神を倒すの時偏官勢を得て暴行し我れを尅すること酷だし

三合火局食神

三合木局

年 乙偏印
月 乙偏印
日 丁
時 丙劫財

亥
酉
丑
午

三合金局

胎

長生

墓

建祿

○明治八年陽曆九月十二日正午生れ男子○本人は長崎の生れにして累代の大家に生長し、多額の資産を有せしが明治三十六年癸卯の年大破産を來たし一家全滅せり

○本質は年月に偏印在て食神を倒すこと甚だし、酉と丑と巳を惹出し、三合金局を起し偏印を制伏するも、時上丙在て三合會局し、酉の中にある辛と暗合するため財は變じて働を爲さず、午は三合の金を尅して全く財氣なし、仍て將來乞食となるの命とす▲三合會局は陰の三合にして酉本坐となり、而して月干の酉則ち陰にして丁の爲めに(三合)偏財となる、換言すれば父となり妾となる、之れに丙在て丙と辛と合するが故に、本人の父は老者にふさわしからずして色情に耽け、本人の妾又貞節を守らず、俳優等に浮身を窶す、是れ畢竟妾と合して盜む者あるが爲めなり

傷官の解

○傷官とは我れより生ずる星である、何が故に傷官の名あるか、是れ我の正官を尅するが爲めにして此名の起る所以である、則ち甲日の生れの者は辛が正官にして、此辛を尅するもの則ち丁(火)の傷官である

○本來正官は吉星にして我れの印綬を生ずる恩星である、其身に權威を與へ、福祉を得せしめ、更に印綬は我れを生じて我は食神を生じ、食神は又た財を生ずると云ふ、次第相生の大吉星あるを、遠慮なく尅するから傷官と云ふ名稱を附したのである

○四柱八字の中に正官となる星全くなければ傷官あるも災害なし、○傷官在て四柱中正官なければ其人、骨格高く、眼爛々として眉大な

り、性穩厚にして慈善心を有す、然れども氣乗り高く、傲慢心在て世人を瞰視し、自負自尊の氣風を帶ぶるを以て、動もすれば長上に憚られ、世人に嫌わる、常に詐謀多しとす

○傷官至て旺盛なれば子ありと雖も留め難し

○傷官旺盛の生れにして、傷官の運に遇ふは若くは年君或は大運何れにもせよ傷官となる事あれば、傷官熾大に過ぎ、非常の災害を來たす

○年上傷官在る者は父母を尅し、月上に在る者は兄弟を尅し、時上に在る者は子孫を尅す、又た時上傷官は子孫頑愚と言ふ、其甚しきは子孫斷絶す

○月上傷官あるは妻妾を尅す

○女子傷官あれば必ず夫を尅す、何となれば女子は正官を夫とす、然るに傷官は正官を尅するが故に、傷官の女と結婚すれば其夫運氣久しからずして亡び、一家資産を失ふが甚だしきは中年に死す

○女子傷官に干合あまれば卑賤にして多淫多情とす

○傷官在て偏官在り之れに天徳月徳あれば却つて貴しとす

○女子傷官旺んにして印綬なければ尼となることあり

○傷官多きは短命とす

○年上傷官在る者は祖先を破ぶり、生涯困窮して生家に永住なり難し、父祖の業も繼がず、遺産も保たず、缺乏のみ多くして且つ迷ひ易し、然れども月上正財偏財あれば却つて福祿を發す、但し身弱なれば大福なし(傷官能く財星を生ずるか故に、傷官在る者財星あれば富む)

○月上傷官ありて正官なければ發達す、時上にあるも同斷

○年月の内何れにても傷官在て又た劫財あれば終身貧にして賤家に出生する人とす

○月令に傷官在るか若くは三合會局して傷官となるの質は身旺の運に至りて頗ふる榮達す

○時上傷官在るか或は劫財ある者幼年は富むと雖も、後年不幸に陷

り且つ子なしとす若し實子出生することあれば幼逝す本質は晩年の幸福望むべからず

○傷官在て正官在る者災害慮るべからず然れども正財偏財在れば却つて吉とす何となれば傷官財星を生じ財星正官を生じて次第相生となるがためなり(寶驗に據れば如此の生れ富貴にあらねば官位に就く)

○傷官在て正官なければ身旺の運又た印綬の運財運に至て發達す

○正官傷官共にある者精神正しからず詐謀多し

○正官傷官共にある者は百種の災害續出して其身を攻むるがため疾病あるか或は創痕を受くるか左なくば公事訴訟を惹起するか妻を失ふか子を喪ふか何れにしても憂苦に閉ぢられ不幸多しとす然るに四柱中に財星となる星あらば諸難を免かる若し財星なければ大運財運に遇ふの時俄然災禍消失し二たび世に出で意想外の幸運に會す

○傷官在る者大運正官運又た正官の年に至て災害起る傷官官を見

ると唱えて傷官正官在る者は色情深く荒淫なるを免ぬがれず諸事小膽にして且つ身上卑賤なり敗財の運に至れば概ね死す(但し大運十効なし)

○身旺にして傷官在り其四柱八字に官星なければ良好なるも八字中に財星となる者なければ福祿薄くして倅せ渺なし唯中流の位置に坐するを得然れども大運財運に遇ふか若くは年君の財星に遇ふの時非常の發達を爲す(但し財運終れば注意を要す)

○傷官在る者身旺にして印綬正財共に備はれば財運に發達し身弱の者は印綬の運に幸福到る

年 劫財 甲
月 傷官 丙
日 乙
時 食神 丁

墓 戌
病 子
沐浴 巳
死 亥

明治七年十二月十四日午後十時生れ男子○本人は奥州の産にして所謂年月劫財偏官の性なるがため生涯貧苦艱難の命とす○儲て本人は大祿を稟けたる家運の末に出生し今や全く敗滅して旅舎の番頭を務むる孤孑の薄命漢である▲本質月上に子・在り子の分野の中に壬・在り印綬となる然るに年上の戌に戌ありて子の水を尅するがため祖先を破ぶり終ひに身上破滅するも扶助するものなし是は之れ印綬を破ぶるの殺とす▲次は時上に食神在るも沖の爲めに力なく妻子共に失ふ(日支は妻) 時上は子孫(又た食神は子)中の壬と干合して財を生ずる事を怠り財印共に失ふ▲月上の傷官財を生ずれば年上の劫財其財を尅するが

故に財の働きなく數奇甚だし如斯の命は多く家運の末に出生する者とす

劫財敗財の解

○劫財とは我々の財を劫ひやかす星である則ち乙日の生れの人戊は正財である其正財たる戊(土)と甲(木)が尅して財の働きを止めるが故に劫財とは謂ふ▲又た甲日の生れの人乙は敗財である何となれば甲の財は己(土)が正財となる其己(土)と乙(木)が破ぶるが故に敗財と言ふ去れば道理上より推考するも亦た文字より見るも畢竟財星を尅する惡星なる事を知悉する事が出来る

- 劫財敗財年月に在る者心高けれご其身は貧賤なり
- 劫財在る者父を尅し又妻を尅す女子は夫を尅す▲敗財在る者子を害し妻を尅す
- 本來劫財敗財は財星を尅するのである正財は則ち母妻財寶を言

ひ、偏財は父、妾、財寶を言ふ、然るに劫財、敗財は其父母を尅するが故に、劫財敗財在る者出生すれば必ず現世の父母を害す▲妻妾を尅するが故に妻妾不貞なるを免ぬがれず、又た幾度結婚するも其妻虚弱死別離別の愁ひが終世本人に跟随す

○其財を尅するが故に生涯困苦の巷に彷徨し、悟る事なく、資なきも表面を飾り、爲す事皆顛倒して成效を見ず、殊に正財偏財四柱中に在りて、其上劫財在る者は父母を尅し、妻子を尅する事激げしく、貧苦は其身の特質とても評せなければならぬ、而して妻なく子なく孤獨となりて遂には他家の厄介となるか、或は不幸の裡に落命す

○劫財敗財在る者四柱中に傷官羊刃を帯ぶる者は繫獄若くは劍難或は變死の患ひあり、孰れ短命にして醜名を免ぬがれず

○若し前陳の害難なき者は赤貧にして多くは乞食となる

○劫財在る羊刃在る者歳君羊刃に當るか、若くは劫財に當るかの時に及べば災害立處ろに起りて不幸聚來す

○劫財羊刃在る者は假令如何なる富家に出生するも久しからずして家産悉く喪失し、生家を離れ祖先の餘澤を失ひ、他人の恩顧を蒙りても義務を果す能はず、自己又恩を施して却つて怨まれ、心暴卒にして吝嗇の弊あり、諸事定まらず、妻は病に臥し而して妻又財を失ふ窮乏の命とす

○四柱中に劫財敗財在る、其上正官若くは偏官在れば惡運一變して大吉之れに過ぎず、福祉發達して社會に聳峙し、信用を受け、敬愛を博し、諸業成功し、謙遜温順にして權威自から備はる良命とす、何となれば官星は劫財敗財の惡星を尅するが故なり

年 印殺 癸

月 敗財 乙

日 甲

時 正財 己

未

三合木局

墓

羊及 帝旺

子

刑

沐浴

巳

病

て卯の羊双を冲し又尅するの災いがある羊双を尅する運又た年君共に厄難酷だし

○明治元年十二月二十四日卯の時

年 食神 己

月 劫財 丙

巳

刑

帝旺

寅

死

生れにして節分過ぎなるが故に翌年の命とす○本人は大阪東區谷町の人にして可なりの資産を有す○

日 丁

時 偏官 癸

卯

病

卯

病

月上の劫財は時上の偏官より尅するを以て劫財却て福を發す▲時上偏官は二十四格の中に編入し其身貴し去れど制伏なければ悪しとす然るに本人は時上癸(水)の偏官年上の食神己(土)より制伏するため至つて尊く福壽兩全の命とす

羊刃の解

羊刃とは一説に陽刃と謂ふ又た用神とも云ふ則ち己れの用を爲す神と言ふ義なり甲の羊刃は卯にあり乙の羊刃は辰にありて建祿の前にある神である甲の建祿寅にありて羊刃は卯にあり乙の建祿卯にありて羊刃は辰にあり

○羊刃在る者富貴なり此星七殺と類似す
○羊刃は善惡共に強く若し傷官劫財等の惡星に羊刃を帯びる者は

貧にして多病短命とす

○羊双に刑、冲在れば發達なりがたし却つて災害多しとす

○羊双に合あれば極めて惡し

○羊双を冲する年は大難起る(甲日の生卯あれば羊
及酉年に遇ふが如し)

○羊双在る者偏官七殺在るか若くは偏財あるを吉とす

○羊双在るも七殺なければ大發達を遂げ難し

○羊双在て七殺なければ威嚴なし

○羊双七殺共に在る者は凡人にあらず無限の發達をなすと雖も

若し刑、冲、破害する者あれば反つて大凶となり不幸續出す

○羊双在つて七殺在る者羊双の年君に當るか若くは七殺の年君に

當る如き事あれば災禍窮りなし

○羊双在る者七殺なければ偏官年七殺の年に至り災害變じて大吉

となり無上の幸福湧出し多額の資財を得るか若くは名譽を揚ぐる

か諸事意の如く進行して權威大に振ふ

○羊双七殺を犯すの生れは法官又は司獄官に多し假令は丁の羊双は
未にして偏官は癸である去れば未の羊双は癸の偏官を犯す(犯すとは
尅するを
ふ云)

○羊双在る者は身旺の生れを吉とす身弱にして羊双在る者は福を

爲さずして却つて災害多し若し身弱なれば身旺の運に福祿到る

○身弱くして羊双在る者印綬ありて我を扶助すれば發達するので

あるが若し身弱く印綬なければ羊双働きを爲さず反つて身を攻む

るが故に貧窶にして不運短命とす

○羊双在る者四柱中に廻り年の歳君を尅する星あれば其年必ず禍

難起る

○四柱中に三合會局して廻り年の歳君を尅するも亦災害起る

○羊双と冲の年合の年は災害續出す

○四柱中に羊双在て冲なきは極めて貴し

○羊双多き生れは妻を尅す女子は本夫を尅す

○羊双在て七殺あるは立身至つて早やし
 ○羊双在る者年月に丑の字を忌む
 ○羊双在て三合し財星旺するの命は身軀を傷づくる事あり
 ○淵海子平に曰く戊日午月は羊双と見る勿れと焉れ陰の火陽の土を産むが故に羊双却つて戊の印綬となり福を發す本来羊双は陽にして陰位に双なしと言ひ戊の陽午の陰に双なしとす假令は戊の日の生れ年か時かに火あれば印綬なるが故に羊双の障碍なく反つて富貴の命とす

年 庚 申
 月 己 卯
 日 甲 寅

偏官 正財 冲 絶 帝旺 建祿
 ○此命卯に羊双在り又た庚(金)は甲の七殺である然れども卯中に乙在て庚と合し夫婦となるが故に甲の爲めには乙は妹にして庚は妹婿となる乃て羊双の災害なく反つて福

と起す此命東方身旺の運又た南方火の運に庚の偏官を制する時忽如として發達開運す

年 戊 午
 月 戊 午
 日 戊 午
 時 甲 寅

比肩 比肩 三合火局 長生
 ○此命羊双七殺共に全く殊に時上偏官は偏官格に偏入し年月の午は戊の印綬となり至て貴く羊双多きは福多く身上賤しからず貴顯の地位に崛起立身す▲此命大運子の運若くは年君子の運に至つて非常の害難を起す焉れ羊双を冲し印綬を破ふり身を亡ぼすに至る

年 癸印綬

月 乙敗財

日 甲

時 己正財

未

三合木局

墓

羊及 帝旺

○此命卯に羊及在りて年上の癸は甲の印綬である時上己(土)は年上癸の印綬を破る▲又た辛(亥)の大運に遇ふて亥と卯と未と三合し羊及を起す年君辛酉の年金旺じて羊及

沐浴

の卯を冲し又た尅す▲抑も本質は

巳

病

乙卯の敗財と同質の木である殊に

年上癸の水我れを生ず卯と未とは亥を惹出して三合し又た木を起す夫れで我が身強くして辛酉の正官に遇ふ

ゆに身上貴く福祿を生ずるのであるが惜ひ哉辛酉共に羊及を冲するが故に身は貴くして刑に遇ふ(此命若し乙卯に福あるのみ)▲之れを指して羊及一合一冲と云ふ亥の

年未と卯と三合して酉と卯と冲するが故なり

年 辛傷官

月 甲偏官

日 戊

時 甲偏官

酉

死

羊及 帝旺

日及 帝旺

三合火局

午

寅

長生

生ずるが故に偏官勢を得て己れを攻め印綬羊及を破壊するが故に生命保ちがたし

刑合

○刑合とは干は合し支は刑するを謂ふ假令(合丙子刑)如斯の命を名付けて刑合とす則ち丙辛合して子と卯が刑である
○四柱八字の中に刑合を帯びる者あれば其人酒色に由て家を亡ぼ

し身に病を發し、迷ふて悟る事なく、耽けりて醒むる事なく、暗闇たる迷夢の中に一生を送り、他人の意見も馬耳東風と聽きながし、骨肉親縁にも親しみを失ひ、假令表面敬慕を寄する者ありと雖も、开は財力の致す處にして、裏面衆に嫌惡せらるゝを免ぬがれず、故に此質を稟くるものは、四柱中に吉星あるも吉星の働らきなく、遂に碌々として無爲に此世を去るのである、去りながら惡心慆なしとす
○刑合に遇ふて更に羊刃、傷官、劫財、魁罡等の惡殺に遇ふ者は必ず蚤世す

年 丙 辛 月 丙 日

子 卯 子

時壬子の年酒の爲めに命を落す▲焉れ申辰を惹出して

胎

○明治九年三月九日卯の時生れ男

沐浴

子○大運順の九年、如斯の命年月日共に刑合となる、又た子は丙火を沖

胎

尅す、且つ丙子は身弱の生れである

三合し水を起し子の年又偏官と爲て己れの火を攻むること酷だし

年 壬 丁 月 乙 日 庚 時

戌 未 卯 辰

三合木局

墓

○文久二年六月四日辰時生れ男子

養

○本人は余の知己にして幾萬金の資産を有せしも、本人の代に至て悉

建祿

く蕩盡す、之れ酒色に耽けりしが大なる原因にして、本妻の外妾三人を

冠帶

蓄へ、其他賣笑婦に關係多かりし

諸君は君は無の形眞の理有が物形

諸君は呱々の産聲と共に運命の宣告を受け居るを知らざるか

●新刊書廣告

松本義亮著

訂正 參版 四柱推命奧義秘傳錄 卷一

寛政年間より茲に百年晦難の裡に埋られし立理を著者が數十年の研究に依り闡明し得て古今自他の諸説を綜合し取捨し解説し平易簡明悟諒に便ならしめ古今獨歩と謂ふも敢て過言にあらず而して第一卷斂むる所は十干十二支の作用より命星組織の大要を論じたる推命學の初階段なり

訂正 參版 四柱推命奧義秘傳錄 卷二

錯綜混乱せる命星の質分を解剖し整然區分して諒解に易からしめ父母の解より吉星凶星特種の權能を詳説し四柱編成の實例を掲げ來て參考に資し禍福の據て分るゝ所以を明瞭ならしめ摩姑を備ふて癢きを搔くか如く説述懇切にして餘蘊なく愈斯學の佳境に入る

四柱推命奧義秘傳錄 卷二

著者獨特の手腕は本卷に至りて發揮せられ千支運命星の關係上より及ば

卷四共二冊 實價金壹圓貳拾五錢 郵稅拾錢

諸君は晴雨計に依て風雨を知り

迢々たる千里の行も一步よりせざるべからず巍々たる城廓も片石の墨石に過ぎず然かり推命學理の解義亦たこの張繩を免ぬかるゝわたはず故に乾燥蟻を噛むが如き雜多の細説を縷々摘載し茲に第二卷を擲筆することゝはなりぬこれ則ち千里の半程にして又た城廓の礎石に外ならず故に阻瞻の二字は讀書の要訣たることを肝銘しム―デーが所謂智慧あるより寧ろ熱心なれの格言にしたがひ更に後編の研究に全力を濫がれんことを切望す殊に後編が如何に秘訣と趣味とに富むかは須らく開卷の後に於て首肯するのときあらん歟記して跋文にかふ。

丙午初夏 第三回改版の時

著者

